

防整整第8808号  
令和8年3月31日

各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長 } 殿

整備計画局施設整備課長  
( 公 印 省 略 )

品質証明業務における品質管理証明者の確認等について（通知）

標記について、品質証明業務の実施に当たり、品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて（防整整第8807号。令和8年3月31日）の付録「工事の確認ポイント表」において、品質管理証明者が確認等を行う項目を示しているところ、その確認等における実施要領を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、品質証明業務における品質管理証明者の確認等について（防整整第17847号。令和7年7月29日）は、令和8年3月31日限りで廃止する。

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官

## 品質証明業務における品質管理証明者の確認等について

### 1 目的

本手引きは、品質証明業務を実施するにあたり、品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて（通知）（防整整第8807号。令和8年3月31日）の付録に示す品質管理証明者の確認等の各項目について、具体的な実施要領を示すことにより、確実に品質証明業務を実施することを目的とする。

### 2 前提

品質証明業務を含む工事の契約図書に定める事項の実施に係る責任は、受注者となる。ただし、品確法及び会計法に関する発注者としての責務は、従来どおり、発注者の責任となる。

品質管理証明者は、日頃、工事監督官が行う、現場での施工確認作業を代わりに実施する。

品質管理証明者の確認等の事項について、その確認等の範囲を「3. 各項目の実施方法について」のとおり示す。なお、品質管理証明者は、「3. 各項目の実施方法について」の現場の確認、立会い等において、電子データやリモートによる確認、立会い等も可とし、「3. 各項目の実施方法について」の確認等を行った際は、「品質証明結果書」を作成し、受注者（現場代理人等）へ提出、受注者は、提出された「品質証明結果書」を確認の上、「品質証明結果報告書」を発注者（監督官等）へ提出する。

### 3 各項目の実施方法について

#### 【共通】

品質管理証明者の欄で空白部分は、受注者が確認したか否か、また、工事監督官への報告書類の有無を品質管理証明者が確認するものとする。

品質管理証明者は、空白部分であっても、受注者が作成し管理する品質管理一覧表において、受注者の確認や発注者への提出の有無を完成検査前（品質管理証明者の検査時）に書面により確認する。（内容の確認までは求めない）

品質管理一覧表を作成し、監督官の確認を受けたか	実施
-------------------------	----

受注者は、品質管理証明者と契約すると共に、品質管理一覧表を作成し、監督官の承諾を得る。このとき、品質管理一覧表の作成は受注者で、品質管理証明者は、品質管理一覧表に記載される品質管理証明者の確認等の項目について把握し、適宜、確認等を実施する。

契約書、設計図書、積算価格内訳明細書、実施工程表、工事日誌、工事打合せ簿、工事材料搬入報告書、施工体制台帳及び施工体系図、その他必要な書類及び帳簿を備えているか	実施
--	----

品質管理証明者は、受注者が現場に備える、契約書、設計図書、積算価格内訳明細書、実施工程表、工事日誌、工事打合せ簿、工事材料搬入報告書、施工体制台帳及び施工体系図、その他必要な書類及び帳簿を備えているのか、チェック表をもとに、原則、1カ月毎に提出の有無の確認を実施する。

施工計画書の品質計画に係る部分については、品質管理証明者の確認の後、監督官へ提出したか。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、品質管理証明者の確認の後、監督官に提出したか	確認
--	----

品質管理証明者は、施工前に、受注者により作成された施工計画書の品質計画に係る部分について、その内容が適切か確認する。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合も確認する。

主要（資材・機材）発注先通知書を作成し、監督官に提出したか	確認
-------------------------------	----

品質管理証明者は、資機材発注前に、受注者により作成された主要（資材・機材）発注先通知書に、主要な資機材が掲載されているか書面により確認する。

なお、工事関係書類スリム化などにより、主要（資材・機材）発注先通知書を作成しない場合は、施工計画書に発注先が記載されているのか書面により確認する。

機器承諾図（製作図、品質証明等含む）を作成・整理し、監督官に提出したか	確認
-------------------------------------	----

品質管理証明者は、機器発注前に、受注者により作成・整理された機器承諾図（製作図、品質証明等含む）が、設計図に記載されている機器の寸法、能力を満足しているか、アンカーボルト等の計算は添付されているのかを書面により確認する。なお、詳細の仕様等は受注者による確認とする。

設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督官に提出したか（仕上げ、色、柄については部隊担当者の意見を確認したか）	確認
---	----

品質管理証明者は、施工前及び製作前に、受注者から部隊担当者に対して、設計図書に定める機材の材質、仕上げの程度、色合、柄等の見本が提示され、部隊担当者の意見を確認し、決定されているのかを書面により確認する。

<p>工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督官に報告したか</p>	<p>確認</p>
---	-----------

品質管理証明者は、受注者が工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針に基づく判断基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を受注者が確認したことを、監督官への報告前に書面により確認する。

<p>機材の工事現場への搬入ごとに、工事材料搬入報告書を作成したか</p>	<p>確認</p>
---------------------------------------	-----------

品質管理証明者は、受注者が、機材の工事現場への搬入ごとに、工事材料搬入報告書を作成しているのか、書面により、原則、1カ月毎に確認する。(数量確認は受注者による)

なお、工事写真を提出、工事打合せ簿への記載、又は納品書の写しを提出すること等により、工事材料搬入報告書の提出を省略する場合は、確認不要。

<p>設計図書において指定された工事材料の品質検査簿を作成したか 受注者、品質管理証明者は、当該工事材料の品質検査簿に沿って検査を実施したか</p>	<p>確認 実施</p>
--	------------------

品質管理証明者は、受注者が作成する設計図書で指定された工事材料の品質検査簿において、受注者が納品毎に品質検査を実施しているのか、書面により、原則、1カ月毎に確認する。

<p>標準仕様書等で機材試験を指定されたものについて、試験成績表を作成し、監督官に提出したか</p>	<p>確認</p>
--	-----------

品質管理証明者は、標準仕様書等で機材試験を指定された機材の試験成績表が機材製造者により作成され、受注者において、これを確認・整理されているのか、原則、1カ月毎に合格している試験成績表の有無を確認する。

<p>設計図書において指定された工事材料の調合について、調合の内容を整理した調合検査簿を作成したか 受注者、品質管理証明者は、当該工事材料の調合について、調合検査簿に沿って検査を実施したか</p>	<p>確認 実施</p>
--	------------------

品質管理証明者は、設計図書で指定された調合を要する材料について、受注者において、調合検査簿が適切に作成され、工事材料の調合毎に検査が行われているのかを書面により、原則、1カ月毎に確認を行う。

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督官から指示を受けた場合など、適宜、その施工が設計図書に適合することを確認し、品質管理証明者の検査を受け、適時、監督官へ報告したか	実施
--	----

品質管理証明者は、受注者が一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督官から指示を受けた場合など、適宜、その施工が設計図書に適合することを確認しているのか、受注者の確認状況を書面により、原則、1カ月毎に確認を行う。なお、品質管理証明者が直接検査を行う具体的な内容は、職種毎に記載している内容とする。

見本施工の実施が特記された場合は、仕上がり程度等が判断できる見本施工を行ったか	確認
---	----

品質管理証明者は、見本施工の実施が特記仕様書に記載されている場合は、受注者が仕上がり程度等を判断できる見本施工を行ったか、本施工前に設計図書どおりの見本施工となっているのか、現場を確認する。

次の場合、品質管理証明者の立会の上施工すると指定された工事について、立会リストを作成したか (ア) 設計図書に定められた場合 (イ) 主要機器を設置する場合 (ウ) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合 (エ) 総合調整を行う場合 (オ) 監督官が特に指示する場合	確認
--	----

品質管理証明者は、受注者において作成される立会リストを確認する。なお、立会う項目や頻度については、各工種（施工）1回程度とし、施工写真や総合調整結果書などの書面による確認も出来る。

当該工事について、立会リストに沿って、品質管理証明者の立会の上施工したか	立会
--------------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が作成する品質管理証明者の立会リストに沿って、その施工時に立会を行う。

出来形を計測し、出来形管理表又は出来形管理図に記録し、整理しているか	確認
------------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が出来形管理表又は出来形管理図を整理しているか、発注者の完成検査前までに、書類の有無を確認する。

<p>品質管理証明者及び監督官とのやり取り（指示、協議、通知、報告、承諾、提出、届出など）した内容について、記録を作成したか（工事打合せ簿）</p> <p>営繕工事写真撮影要領を参考に準備、材料、施工状況がわかるように写真を撮影し整理したか</p> <p>工事の進捗により隠ぺい状態となる等、後日の目視による検査が不可視又は容易でない部分の施工を行った場合、施工の記録、工事写真、見本等を整理したか</p> <p>一工程の施工を完了した場合、施工の記録、工事写真、見本等を整理したか</p> <p>適切な施工であることの証明を監督官又は品質管理証明者から指示（依頼）された場合、施工の記録、工事写真、見本等を整理したか</p>	<p>確認</p>
---	-----------

品質管理証明者は、工事完成検査前までに、工事打合せ簿、工事写真、見本等が適切に整理されていることを書面により確認し、整理の方法などについて、受注者に修正内容を伝える。なお、確認にあたっては、書類一つ一つの内容について、確認するのではなく、整理方法は適切か、書類に抜けはないかなどを確認する。

<p>特記により、建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施が必要な場合、測定結果は監督官に提出したか</p> <p>測定した場合、その結果が指針を超えていないか確認し、超えている場合は適切な措置を行ったか</p>	<p>確認</p>
--	-----------

品質管理証明者は、特記仕様書に記載された、建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施が必要な場合、受注者により測定結果が整理されているのかを書面により確認する。また、測定値が規定値を超えている場合は、その後の措置が適切に行われているのか確認する。

<p>搬入・搬出において使用した道路の舗装等の補修が必要となった場合、補修したか</p> <p>既設施設、道路等の保護に十分注意し、万一破損もしくは汚染させた場合は、受注者の負担において早急に補修し、現状復旧したか</p>	<p>確認</p>
---	-----------

品質管理証明者は、受注者が工事の施工において、搬出入のため道路の舗装等の補修が必要となった場合、又は破損若しくは汚染させた場合、受注者において、その復旧が適切に行われたか、その出来形を書面により確認する。

<p>支給材料及び貸与品はあるか</p> <p>支給材料等の引渡しを受ける際は、受注者立会のもと、品名、数量、規格</p>	
---	--

等が設計図書と整合しているのか品質管理証明者による検査を実施したか 支給材料等の引渡しを受けた後、当該品が適当でないとした場合は発注者へ通知したか	確認
--	----

品質管理証明者は、支給材料の引渡しを受ける際は、受注者立会のもと、品名、数量、規格等が設計図書と整合しているのか検査を実施。また、引渡しを受けた後、当該品が適当でないとした場合は、内容及び監督官に通知したかを書面により確認する。

寄託品は、設計図書に定めるところにより品質管理証明者の立会の上、品質、数量等が設計図書と整合しているのか確認し、引渡しを受けたか	立会
--	----

品質管理証明者は、寄託品が品質、数量等が設計図書と整合しているのか受注者が確認する際に、立会を行う。

特記仕様書に記載され、監督官又は品質管理証明が決めた（中間技術）検査日に行い、受注者また品質管理証明者としてチェックリストなどに基づきその工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ並びに現場書類の確認などを行う検査を実施したか	検査
--	----

品質管理証明者は、発注者による中間技術検査の前に、検査対象となる部分について、品質管理等一覧表に沿って設計図書に基づく施工の出来形及び出来ばえ並びに必要な現場書類の有無を確認する。

品質管理証明者の（中間技術）検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査を行う職員に内容を確認してもらったか	受注者へ報告
--	--------

品質管理証明者は、品質管理証明者による中間技術検査の後、品質証明書を作成し、受注者へ提出を行い、監督官及び検査官に内容を確認してもらう。

発注者から工事完成前の部分使用の願いがあった場合、受注者また品質管理証明者として品質管理等一覧表などに基づきその部分の検査を実施したか	検査
---	----

品質管理証明者は、発注者による中間検査がある場合、その前に、検査対象となる部分について、品質管理等一覧表に沿って設計図書に基づく施工の出来形及び出来ばえ並びに必要な現場書類の有無を確認する。

部分使用に関する品質管理証明者の検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか	受注者へ報告
--	--------

品質管理証明者は、品質管理証明者による中間検査の後、品質証明書を作成し、受注者へ提出を行い、監督官及び検査官に内容を確認してもらう。

既済検査前に受注者また品質管理証明者として品質管理等一覧表などに 基づき検査を実施したか	検査
---	----

品質管理証明者は、発注者による既済検査の前に、検査対象となる部分について、品質管理等一覧表に沿って設計図書に基づく施工の出来高、出来形及び出来ばえ並びに必要な現場書類があるのか確認する。

品質管理証明者の（既済）検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか	受注者へ報告
--	--------

品質管理証明者は、品質管理証明者による既済検査の後、品質証明書を作成し、受注者へ提出を行い、監督官及び検査官に内容を確認してもらう。

（指定部分）工事完成前に受注者また品質管理証明者として品質管理等一覧表などに 基づき検査を実施したか	検査
---	----

品質管理証明者は、発注者による指定部分検査の前に、検査対象となる部分について、品質管理等一覧表に沿って設計図書に基づく施工の出来形及び出来ばえ並びに必要な現場書類の有無を確認する。

品質管理証明者の（指定部分）検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか	受注者へ報告
--	--------

品質管理証明者は、品質管理証明者による指定部分検査の後、品質証明書を作成し、受注者へ提出を行い、監督官及び検査官に内容を確認してもらう。

工事完成前に受注者また品質管理証明者として品質管理等一覧表などに 基づき検査を実施したか	検査
---	----

品質管理証明者は、発注者による完成検査の前に、検査対象となる部分について、品質管理等一覧表に沿って設計図書に基づく施工の出来形及び出来ばえ並びに必要な現場書類の有無を確認する。

品質管理証明者の（工事完成）検査の後、品質証明書を作成し、監督官及び検査官に内容を確認してもらったか	受注者へ報告
--	--------

品質管理証明者は、品質管理証明者による工事完成検査の後、品質証明書を作成し、受注者へ提出を行い、監督官及び検査官に内容を確認してもらう。

## 【建築工事】

### 仮設工事

敷地の状況確認及び縄張り	縄張り等により建築物等の位置の検査結果の確認	立会
ベンチマーク	ベンチマークの位置、高さ、設置の方法等の検査結果の確認	立会
遣方	建築物等の位置及び水平の基準を表示し検査結果の確認	立会

品質管理証明者は、受注者が工事現場で行った、縄張り等による建築物等の位置、ベンチマークの位置、高さ、設置の方法等、遣り方等による建築物等の位置及び水平の基準の表示を設置した際の検査結果について立会いにより確認する。

### 地業工事

材料（杭）	種類、径、長さが、設計図等を満たしているか確認	確認
-------	-------------------------	----

品質管理証明者は、工事で使用する杭材の種類、径、長さについて設計図書等を満たしていることを現地確認又は報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

支持層の確認	試験杭等により、適切な杭材長さの選定がされているか確認する	立会
--------	-------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が試験杭等で定める本杭の施工における各種管理基準等について現地確認又は報告書により所定の支持力を有することについて立会いにより確認する。

砂利	品質・敷きこみ厚さ・施工範囲の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、工事で使用する砂利について、材料の品質（材種・粒度）は報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認し、施工範囲、厚さが適切であるかは、一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で施工写真及び施工記録により確認する。

防湿層	品質・施工範囲・のみ込みの寸法・重ね寸法の確認	確認
	防湿層下の目つぶし砂は行っているか確認	

品質管理証明者は、工事で使用する防湿層について材料の品質（材質・厚み）は、報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認し、施工範囲、のみ込み寸法、重ね寸法が適切であるか、防湿層下の目つぶし砂利が施されているかは、一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で施工写真及び施工記録により確認する。

捨てコンクリート	品質・施工範囲・厚さの確認	確認
----------	---------------	----

品質管理証明者は、地業工事で使用する捨てコンクリートについて、材料の品質（設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料）は、工事現場に荷卸しされる納入書により確認し、施工範囲、厚さが適切であるかは、一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で施工写真及び施工記録により確認する。

### 鉄筋工事

材料	種別、径等が規格を満たしているか確認	確認
----	--------------------	----

品質管理証明者は、鉄筋工事に使用する材料の種別、径及び規格が設計図書等を満たしていることを工事材料搬入報告書（品質及び性能を有することの証明となる資料）又は、規格品質証明書（ミルシート）により、原則、1カ月毎に確認する。

### コンクリート工事

材料	設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料の品質の確認	確認
----	--------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が作成する調合計画によりコンクリート工事で使用する材料の設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料が設計図書等を満たしていることをコンクリート材料の試験成績表及び配合計画書により確認する。

品質管理	調合の調整及び試験用の材料の採取の確認	確認
------	---------------------	----

品質管理証明者は、コンクリートの品質管理において、調合の調整及び試験用の材料の採取を確認する場合、コンクリートの品質が設計図書等に適合する所定の品質を有していることについて、打込み区画ごとに工事現場へ荷卸しされる納入書及びコンクリートの品質管理の試験結果により、原則、1カ月毎に確認する。

### 鉄骨工事

材料	材質、規格品、形状等の確認がなされているか確認	確認
----	-------------------------	----

品質管理証明者は、鉄骨工事で使用する材料の材質、規格品、形状等が設計図書等を満たしていることを工事材料搬入報告書（品質及び性能を有することの証明となる資料）又は、規格品質証明書（ミルシート）により、原則、1カ月毎に確認する。

耐火被覆	吹き付け厚、検査成績書、耐火性能の表示、品質管理方法	確認
------	----------------------------	----

品質管理証明者は、鉄骨工事で使用する耐火被覆について、吹き付け厚、検査成績書、耐火性能の表示、品質管理方法が設計図書等に適合していることについて、一工程の施工を完

了したとき又は工程の途中に現地確認又は施工写真及び施工記録により確認する。

#### コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

材料	種類、厚さが設計図書を満足しているか確認	確認
----	----------------------	----

品質管理証明者は、工事で使用するコンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板の材料の種類、厚さが設計図書等を満たしていることを報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

材料	コンクリート、鉄筋、モルタルは工種毎の仕様により適切に選定しているか確認	確認
----	--------------------------------------	----

品質管理証明者は、コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事で使用するコンクリート、鉄筋、モルタルの材料について工種毎の仕様が設計図書等を満たしていることを現地確認又は施工写真及び施工記録並びに報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

#### 防水工事

材料	種類、材質は特記仕様書等により適切に決定しているか確認	確認
材料（シーリング）	施工部位、材質等に合った材料の選定となっていたか確認	確認

品質管理証明者は、防水工事で使用する材料の種類、材質、施工部位について設計図書等を満たしていることを報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

#### 木工事

材料	木材について含水率、樹種、品質等は使用箇所により適切に選定されているか確認	確認
----	---------------------------------------	----

品質管理証明者は、工事で使用する木材の材料について、含水率、樹種が設計図書等を満たしているか、品質等は使用箇所により適切に選定されているか、現地確認又は施工写真及び施工記録並びに報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

#### 屋根及びとい工事

材料	塗膜の耐久性の確認、めっきの付着量の確認、厚さの確認、折板葺は、重ね形、はぜ締め形等の区分を	確認
----	--	----

	確認する	
--	------	--

品質管理証明者は、屋根工事で使用する材料の塗膜の耐久性、めっきの付着量、厚さ、折板葺は、重ね形、はぜ締め形等の区分を現地確認又は施工写真及び施工記録並びに報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

材料	とい、ルーフトレイン等の材料は特記により設置されているか確認。とい受け金物は溶融亜鉛めっきを行ったものとなっているか確認	確認
----	--	----

品質管理証明者は、とい工事で使用する材料の材種、形状、とり付け間隔について計図書等を満たしていることを施工写真及び施工記録並びに報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

#### 左官工事

材料	セメント、細骨材、水、混和材、保水剤等は選定が適切か確認	確認
----	------------------------------	----

品質管理証明者は、左官工事で使用する材料について、セメント、細骨材、水、混和材、保水剤等の選定が計図書等に適合していることを報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

#### 建具工事

性能及び構造	耐風圧性、気密性、水密性が特記仕様書のとおり確保されているか確認 その他、要求性能を満たす仕様となっているか確認	確認
--------	---	----

品質管理証明者は、工事で使用する建具の性能及び構造について、耐風圧性、気密性、水密性等の要求性能が計図書等を満たしていることを施工図又は報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

材料	鋼製のものは亜鉛めっき等の防錆処置を実施しているか確認 アルミニウムに接する小ねじ等の材質はステンレスとしているか確認	確認
----	--	----

品質管理証明者は、建具工事で使用する材料で鋼製のものは亜鉛めっき等の防錆処置を実施しているか、アルミニウムに接する小ねじ等の材質はステンレスとしているか、現地確認又は施工写真及び施工記録（施工図を含む）により確認する。

材料	ガラスはJISによっており、防火戸の場合は建築	確認
----	-------------------------	----

	基準法又は認定を受けた材となっているか確認	
--	-----------------------	--

品質管理証明者は、建具工事で使用するガラスについて J I S 規格品であること、防火戸の場合は建築基準法又は認定を受けた材となっていることを現地確認又は施工写真及び施工記録（施工図を含む）により確認する。

材料	スラット及びシャッターケース用鋼板は J I S G 3 3 0 2 又は J I S G 3 3 1 2 としているか確認	確認
----	--	----

品質管理証明者は、工事で使用するシャッターの材料でスラット及びシャッターケース用鋼板が J I S G 3 3 0 2 又は J I S G 3 3 1 2 の規格であることを施工図又は報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

### 内装工事

材料	天井及び壁に使用するものは、建築基準法に基づく防火材料の指定及び認定を受けているか確認 ホルムアルデヒド放散量は特記ない限り F☆☆☆☆ としているか確認	確認
----	--	----

品質管理証明者は、内装工事で使用する材料で天井及び壁に用いるものは、建築基準法に基づく防火材料の指定及び認定を受けているか、ホルムアルデヒド放散量が設計図書等に示す等級を満たしていることを報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

材料	ボード等に使用する小ねじ等は鋼製のものは亜鉛めっき等の防錆処置を行い、錆びやすい箇所はステンレス製としているか確認	確認
----	---	----

品質管理証明者は、内装工事で使用する材料でボード等に使用する小ねじ等で鋼製のものは、亜鉛めっき等の防錆処置、錆びやすい箇所（湿気の多い箇所）はステンレス製であるかを現地確認又は施工写真及び施工記録並びに報告書（受注者が任意に作成する品質性能を証明する資料）により確認する。

### 【土木工事】

共通	仕様書記載の処分数量が確認できるか	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が作成した産業廃棄物管理表（マニフェスト）の集計表と特記仕様書に記載した産業廃棄物等の発生概数量が整合しているか確認する。

土工事	建設発生土を基地外処分とした場合、適正に処理されたことを監督官が確認できるよう搬出伝票等に	確認
-----	---	----

	より管理されているか	
--	------------	--

品質管理証明者は、建設発生土の基地外処分が適正に処理されたことを搬出伝票等により確認する。

路床及び路盤工事	路盤工事前に C B R 試験を行い、仕様書に示された設計 C B R について現場確認されているか確認できるか	確認
----------	--	----

品質管理証明者は、特記仕様書に示された設計 C B R を満足しているか C B R 試験結果及び写真により確認する。

路床及び路盤工事	路床改良において、施工に先立ち、現地採取土による配合試験を実施し配合検討書を作成しているか	確認
----------	---	----

品質管理証明者は、路床改良において受注者が施工に先立ち現地採取土による配合試験を実施しているか配合検討書及び写真により確認する。

アスファルト舗装工事	乳剤散布量を確認できるか	確認
------------	--------------	----

品質管理証明者は、アスファルト舗装工事において特記仕様書に示された乳剤散布量を満足しているかキャリブレーション試験結果及び写真により確認する。

給排水工事	水圧試験は仕様書に定められた圧力及び保持時間で実施されているか確認できるか	確認
-------	---------------------------------------	----

品質管理証明者は、給排水工事において特記仕様書に示された水圧試験について必要な試験圧力及び保持時間により実施されているか水圧試験結果及び写真により確認する。

材料仕様	材料仕様が、仕様書及び共通仕様書に示した仕様を満足しているか確認できるか	確認
------	--------------------------------------	----

品質管理証明者は、材料について特記仕様書及び共通仕様書に示された仕様を満足しているか材料承諾書により確認する。

材料仕様	材料表に示す J I S 又は同等以上の品質・規格を有し、J I S 以外のものは J I S と同等以上であることの証明できるものはあるか	確認
------	--	----

品質管理証明者は、材料について J I S 以外のものは J I S と同等以上であることを証明書により確認する。

管理基準	出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準が共通仕様書の内容を満足したものか確認できるか	確認
------	--	----

品質管理証明者は、出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準が共通仕様書の内容を満足しているか出来形管理表及び品質管理一覧により確認する。

特記数量	出来高と内訳の数量の整合性。出来高不足になっていないか	確認
------	-----------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が作成した出来高計算書と特記仕様書及び内訳書の数量を書面により確認し出来高不足がないか確認する。

現場共通	出来高図と計測結果が概ね一致しているか	確認
------	---------------------	----

品質管理証明者は、受注者が作成した出来高図と計測結果が一致しているか現場で確認する。

雨水排水	管のたわみがないか	確認
汚水排水	管のたわみがないか	確認

品質管理証明者は、雨水排水、汚水排水工事において管のたわみが無いか、完成検査前に現場を確認する。

雨水排水	レベル、スタッフ（標尺）により設計図面に示される基準高及び柵等で管底高と施工された寸法に差異がないか確認	確認
汚水排水	レベル、スタッフ（標尺）により設計図面に示される基準高及び柵等で管底高と施工された寸法に差異がないか確認	確認

品質管理証明者は、雨水排水、汚水排水工事において設計図面に示される基準高及び管底高など施工した寸法に差異が無いか出来形図により現場で確認する。

環境整備	芝の根付きは確認できるか	確認
------	--------------	----

品質管理証明者は、張芝の根付きについては、完成検査前に、設計図面で示された範囲に張芝されているのかを現場写真等で確認する。

## 【電気通信工事】

### 共通

試験、測定器等	校正周期は適切か	確認
---------	----------	----

品質管理証明者は、受注者が実施する各種試験及び測定等に使用する機器について、校正証明書があるのか確認する。

### 配管配線工事

機材(電線類、配管類)	規格（J I S等）の確認	確認
-------------	---------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した配管配線工事の機材（電線類、配管類）について、J I S等の規格を写真により確認する。

機材（プルボックス、ケーブルラック、バスダクト等）	材質、形状は、規格（J I S等）に適合しているか	確認
---------------------------	---------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した配管配線工事の機材（プルボックス、ケーブルラック、バスダクト等）について、J I S等の規格を写真又は機器製作図により確認する。

施工	防火区画貫通部分の耐火処理状況の確認	確認
----	--------------------	----

品質管理証明者は、防火区画貫通部の耐火処理状況について、写真により確認をする。

試験	絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、LANテスターによるUTPケーブルの伝送品質測定や結線状況の確認、光ファイバ試験器による光ファイバケーブルの伝送損失測定やパルス試験、管路点検器、マンドレルまたはウエスによる地中配管の通過試験、気密試験器による気密試験	確認
----	---	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う配管配線工事における、絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験、LANテスターによるUTPケーブルの伝送品質測定や結線状況の確認、光ファイバ試験器による光ファイバケーブルの伝送損失測定やパルス試験、管路点検器、マンドレルまたはウエスによる地中配管の通過試験、気密試験器による気密試験について、試験成績書により基準値を満たしているか確認する。

### 電力設備工事器具（機器）取付

機材	配線器具、照明器具、分電盤、制御盤等及び付属品の材質、形状は規格（J I S等）に適合しているか	確認
----	--	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した配線器具、照明器具、分電盤、制御盤等及び付属品について、材質、形状がJ I S等の規格に適合しているか、写真又は機器製作図により確認

する。

施工	分電盤、制御盤等の据付状況の確認	確認
----	------------------	----

品質管理証明者は、分電盤、制御盤等の据付状況について、耐震計算書により確認する。

試験	絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験、テスター（コンテスター）による電圧測定、相回転試験	確認
----	--	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験、テスター（コンテスター）による電圧測定については基準値を満たしているか、相回転試験については適切な動作となっているか、試験成績書により確認する。

試験	スイッチの点滅及びコンセントの極性試験	確認
----	---------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行うスイッチの点滅及びコンセントの極性試験について、適切に行っているか写真により確認する。

試験	照度計による非常用照明の照度測定	確認
----	------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う照度計による非常用照明の照度測定について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

試験	センサー類の動作試験	確認
----	------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行うセンサー類の動作試験について、適切に行っているか写真により確認する。

試験	動力制御盤のシーケンス制御動作試験	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う動力制御盤のシーケンス制御動作試験について、適切に行っているか写真により確認する。

試験	E L B回路の動作試験	確認
----	--------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行うE L B回路の動作試験について、適切に行っているか写真により確認する。

試験	電池内蔵型器具の場合、停電時の点灯試験	確認
----	---------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う電池内蔵型器具の停電時の点灯試験について、適切に行っているか写真により確認する。

### 一般接地

機材（接地棒、接地銅板、接地端子箱等）	形式、構造、寸法の確認	確認
---------------------	-------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した接地棒、接地銅板、接地端子箱等の形式、構造、寸法について、写真又は機器製作図により確認する。

試験	接地抵抗計による接地抵抗試験	確認
----	----------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う接地抵抗計による接地抵抗試験について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

### 静電接地

機材	接地極は、亜鉛接地棒となっているか確認	確認
----	---------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した接地極は、亜鉛接地棒となっているか、写真により確認する。

試験	接地抵抗計による接地抵抗試験	確認
----	----------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う接地抵抗計による接地抵抗試験について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

### 防爆設備

機材	規格（J I S等）、防爆認定品の確認	確認
----	---------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した防爆設備機材について、J I S等の規格に適合しているか、防爆認定品であるか、機器製作図により確認する。

試験	接地抵抗計による接地抵抗試験	確認
----	----------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う防爆設備における、接地抵抗計による接地抵抗試験、絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

### 雷保護設備

機材	関係法令及び規格（J I S等）の確認	確認
----	---------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した雷保護設備機材について、関係法令及びJ I S等の規格に適合しているか、写真又は機器製作図により確認する。

試験	接地抵抗計による接地抵抗試験	確認
----	----------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う雷保護設備における、接地抵抗計による接地抵抗試験について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

### 受変電設備

機材	キュービクル、高圧機器類の規格（J I S、J E M等）の確認	確認
----	----------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入したキュービクル、高圧機器類について、J I S及びJ E M等の規格に適合しているか、機器製作図により確認する。

機材	変圧器、遮断器、開閉器等の仕様、容量、遮断電流を確認	確認
----	----------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した変圧器、遮断器、開閉器等について、J I S及びJ E M等の規格に適合しているか、機器製作図により確認する。

機材	高圧充電部と触れないよう、扉の内側に絶縁性保護カバーが取り付けられているか確認	確認
----	---	----

品質管理証明者は、受注者が搬入したキュービクル等について、高圧充電部と触れないよう、扉の内側に絶縁性保護カバーが取り付けられているか、写真により確認する。

機材	高圧機器類は、構成材に固定されているか	確認
----	---------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した高圧機器類について、構成材に固定されているか、写真により確認する。

施工	キュービクルの据付、ケーブル接続状況の確認	確認
----	-----------------------	----

品質管理証明者は、キュービクルの据付、ケーブルの接続状況について、適切に施工されているか、耐震計算書及び写真により確認する。

試験	接地抵抗試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、動作試験、継電器特性試験	確認
----	----------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う受変電設備における、接地抵抗試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、動作試験、継電器特性試験について、基準値を満たしているか若しくは適正に動作するか、試験成績書により確認する。

### 発電設備

機材	発電機規格（J I S等）の確認	確認
----	------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した発電設備について、J I S等の規格に適合しているか、機器製作図により確認する。

機材	関係法令、認定機関の認定証票の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した発電設備が関係法令に適合することについて、認定機関の認定証票、関係法令に適合する旨が示されている写真又は書類（証明書）により確認する。

施工	各機器の据付及び耐震施工状況の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、発電設備における各機器の据付及び耐震施工状況について、耐震計算書により確認する。

施工	発電機の起動電圧確立時間の確認	確認
----	-----------------	----

品質管理証明者は、発電機の起動電圧確立時間について、試験成績書により確認する。

試験	絶縁抵抗、接地抵抗、耐電圧、継電器特性の各試験	確認
----	-------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う発電設備における、絶縁抵抗、接地抵抗、耐電圧、継電器特性の各試験について、基準値を満たしているか若しくは適正に動作するか、試験成績書により確認する。

試験	機関及び発電機の始動、停止試験並びに試運転調整試験の確認	確認
----	------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う発電設備における、機関及び発電機の始動、停止試験並びに試運転調整試験について、基準値を満たしているか若しくは適正に動作するか、試験成績書により確認する。

試験	騒音値測定の確認	確認
----	----------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う発電設備における、騒音値測定について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

#### 電力貯蔵設備、直流電源装置、交流無停電電源装置（UPS装置）

機材	蓄電池は関係法令、認定機関の認定証票の確認	確認
----	-----------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した電力貯蔵設備、直流電源装置、交流無停電電源装置

(UPS装置)における蓄電池が関係法令に適合することについて、認定機関の認定証票、関係法令に適合する旨が示されている写真又は書類(証明書)により確認する。

施工	各機器の据付及び耐震施工の状況	確認
----	-----------------	----

品質管理証明者は、電力貯蔵設備、直流電源装置、交流無停電電源装置(UPS装置)における各機器の据付及び耐震施工状況について、耐震計算書により確認する。

試験	絶縁抵抗、接地抵抗、充放電の各試験、動作試験	確認
----	------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う電力貯蔵設備、直流電源装置、交流無停電電源装置(UPS装置)における、絶縁抵抗、接地抵抗、充放電の各試験、動作試験について、基準値を満たしているか若しくは適正に動作するか、試験成績書により確認する。

#### 自動火災報知設備

機材	関係法令、日本消防検定協会の合格証票等の確認	確認
----	------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した自動火災報知設備の機材が関係法令に適合することについて、日本消防検定協会の合格証票等、関係法令に適合する旨が示された写真又は書類(証明書)により確認する。

試験	火災信号での各盤停止状況確認	確認
----	----------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う自動火災報知設備における、火災信号での各盤停止状況について、試験成績書により確認する。

試験	消防検査済証の確認	確認
----	-----------	----

品質管理証明者は、自動火災報知設備の消防検査について、消防検査済証により確認する。

試験	絶縁抵抗試験、感知器等の動作試験	確認
----	------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う自動火災報知設備における、絶縁抵抗試験、感知器等の動作試験について、基準値を満たしているか若しくは適正に動作するか、試験成績書により確認する。

#### 構内情報通信網設備

機材	規格(JIS等)、品質等の確認	確認
----	-----------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した構内情報通信網設備の機材について、JIS等の規格、品質等を写真により確認する。

施工	各機器の据付及び機器収容ラックの耐震施工状況	確認
----	------------------------	----

品質管理証明者は、構内情報通信網設備における各機器の据付及び機器収容ラックの耐震施工状況について、適切に施工されているか、耐震計算書により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う構内情報通信網設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

### 構内交換設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した構内交換設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

施工	各機器の据付及び自立形機器の耐震施工状況	確認
----	----------------------	----

品質管理証明者は、構内交換設備における各機器の据付及び自立形機器の耐震施工状況について、適切に施工されているか、耐震計算書により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う構内交換設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

### 情報表示設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した情報表示設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う情報表示設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

### 映像音響設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した映像音響設備の機材について、J I S等の規格、品

質等を写真により確認する。

施工	各機器の組込配線状況及び映像音響装置の架又は卓の耐震施工状況	確認
----	--------------------------------	----

品質管理証明者は、映像音響設備における各機器の組込配線状況及び映像音響装置の架又は卓の耐震施工状況について、適切に施工されているか、耐震計算書により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う映像音響設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

#### 拡声設備、非常放送設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した拡声設備、非常放送設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

施工	各機器の据付及びラック形増幅器の耐震施工状況	確認
----	------------------------	----

品質管理証明者は、拡声設備、非常放送設備における各機器の据付及びラック形増幅器の耐震施工状況について、適切に施工されているか、耐震計算書により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う拡声設備、非常放送設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

試験	非常放送設備と火災報知設備との連動	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う非常放送設備と火災報知設備との連動試験について、試験成績書により確認する。

#### 呼出設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した呼出設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う呼出設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

#### テレビ共同受信設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入したテレビ共同受信設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行うテレビ共同受信設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

#### テレビ電波障害防除設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入したテレビ電波障害防除設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行うテレビ電波障害防除設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

#### 監視カメラ設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した監視カメラ設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

施工	各機器の据付及び機器収容ラックの耐震施工状況	確認
----	------------------------	----

品質管理証明者は、監視カメラ設備における各機器の据付及び機器収容ラックの耐震施工状況について、適切に施工されているか耐震計算書により確認する。

施工	機器の動作及び設定条件の確認	確認
----	----------------	----

品質管理証明者は、監視カメラ設備における機器の動作及び設定条件について、適切なものとなっているか写真、又は機器製作図により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う監視カメラ設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

#### 駐車場管制設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した駐車場管制設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

施工	機器の動作及び設定条件の確認	確認
----	----------------	----

品質管理証明者は、駐車場管制設備における機器の動作及び設定条件について、写真又は機器製作図により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う駐車場管制設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

#### 防犯入退室管理設備

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した防犯入退室管理設備の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

施工	機器の動作及び設定条件の確認	確認
----	----------------	----

品質管理証明者は、防犯入退室管理設備における機器の動作及び設定条件について、写真又は機器製作図により確認する。

試験	機能試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う防犯入退室管理設備における、機能試験について、試験成績書により確認する。

#### 構内配電線路設備、架空線路

機材（外線材料）	規格（J I S等）及び電力会社仕様の確認	確認
----------	-----------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した構内配電線路設備、架空線路の機材（外線材料）について、J I S等の規格及び電力会社仕様を写真又は機器製作図により確認する。

試験	絶縁抵抗、接地抵抗、高圧耐電圧試験	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う構内配電線路設備、架空線路における、絶縁抵抗、接地抵抗、高圧耐電圧試験について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

### 地中線路

機材（マンホール、ハンドホール及び鉄ふた）	規格（J I S等）の確認	確認
-----------------------	---------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した地中線路の機材について、J I S等の規格を写真又は機器製作図により確認する。

機材（マンホール、ハンドホール及び鉄ふた）	マンホール、ハンドホール本体強度と蓋強度の整合確認	確認
-----------------------	---------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入したマンホール、ハンドホールについて、本体強度と蓋強度の整合を写真又は機器製作図により確認する。

試験	絶縁抵抗、接地抵抗、高圧耐電圧試験	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う地中線路における、絶縁抵抗、接地抵抗、高圧耐電圧試験について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

### 外灯設備

機材	規格（J I S等）の確認	確認
----	---------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した外灯設備の機材について、J I S等の規格を、写真又は機器製作図により確認する。

試験	絶縁抵抗、接地抵抗	確認
----	-----------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う外灯設備における、絶縁抵抗、接地抵抗測定について、基準値を満たしているか、試験成績書により確認する。

試験	外灯の点灯確認（光害対策を含む）	確認
----	------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う外灯設備における、点灯確認（光害対策を含む）について、試験成績書により確認する。

### 有線通信工事 通信線路施設、架空線路

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した有線通信工事の通信線路施設、架空線路の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

試験	市内ケーブル試験（絶縁抵抗及び導体抵抗測定）	確認
----	------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う有線通信工事の通信線路施設、架空線路における、市内ケーブル試験（絶縁抵抗及び導体抵抗測定）について、試験成績書により確認する。

### 有線通信工事 地下線路

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した有線通信工事の地下線路の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

試験	管路通過試験	確認
----	--------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う有線通信工事の地下線路における、管路通過試験について、試験成績書により確認する。

試験	市内ケーブル試験（絶縁抵抗及び導体抵抗測定）	確認
----	------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う有線通信工事の地下線路における、市内ケーブル試験（絶縁抵抗及び導体抵抗測定）について、試験成績書により確認する。

試験	光ファイバ試験器による光ケーブル試験（損失測定、パルス試験等）	確認
----	---------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う有線通信工事の地下線路における、光ファイバ試験器による光ケーブル試験（損失測定、パルス試験等）について、試験成績書により確認する。

### 有線通信工事 機器設置等工事

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した有線通信工事の機器設置等工事の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

試験	対向試験	確認
----	------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う有線通信工事の機器設置等工事における、対向試験について、試験成績書により確認する。

試験	各種機器 単体試験及び総合試験	確認
----	-----------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う有線通信工事の機器設置等工事における、各種機器単体試験及び総合試験について、試験成績書により確認する。

### 無線通信工事 空中線工事

機材	規格（J I S等）、品質等の確認	確認
----	-------------------	----

品質管理証明者は、受注者が搬入した無線通信工事の空中線工事の機材について、J I S等の規格、品質等を写真により確認する。

試験	短波空中線 性能試験（絶縁抵抗及び導通、接地抵抗、V SWR、アンテナインピーダンス）	確認
----	--	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う無線通信工事の空中線工事における、短波空中線の性能試験（絶縁抵抗及び導通、接地抵抗、V SWR、アンテナインピーダンス）について、試験成績書により確認する。

試験	VHF・UHF空中線 性能試験（V SWR、アンテナインピーダンス）	確認
----	---------------------------------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う無線通信工事の空中線工事における、VHF・UHF空中線の性能試験（V SWR、アンテナインピーダンス）について、試験成績書により確認する。

試験	マイクロ波空中線系 性能試験（空中線V SWR、導波管V SWR、導波管損失、乾燥空気充填装置気密試験、総合試験（V SWR、気密試験、方向調整））	確認
----	---	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う無線通信工事の空中線工事における、マイクロ波空中線系の性能試験（空中線V SWR、導波管V SWR、導波管損失、乾燥空気充填装置気密試験、総合試験（V SWR、気密試験、方向調整））について、試験成績書により確認する。

試験	各種機器 単体試験及び総合試験	確認
----	-----------------	----

品質管理証明者は、受注者が現場にて行う無線通信工事の空中線工事における、各種機器単体試験及び総合試験について、試験成績書により確認する。

## 【機械工事】

### 共通

コンクリート工事	鉄筋ピッチ、コンクリートのかぶり、寸法は適切か	確認
----------	-------------------------	----

品質管理証明者は、屋外機械基礎、燃料タンクなどのコンクリート工事における、鉄筋ピッチ、コンクリートのかぶりの寸法が適切か、施工状況を直接確認又は施工写真により確認する。また、受注者が作成する出来形図があるのか確認する。

コンクリート工事	鉄筋は、異形鉄筋又は丸鋼とし、J I S G 3 1 1 2「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものか	確認
----------	---	----

品質管理証明者は、屋外機械基礎、燃料タンクなどのコンクリート工事における、鉄筋が異形鉄筋又は丸鋼でJ I S G 3 1 1 2「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものか、機材・材料検査簿で確認する。

鋼材工事	寸法は適切か	確認
------	--------	----

品質管理証明者は、鋼材の組み合わせで製作される配管や機器の架台等について、寸法が適切か、機材・材料検査簿で確認する。

機材の品質	仕様書など設計図書に定める品質及び性能を有しているか	確認
	仕様書など設計図書に定める試験を行い、性能が証明できているか	確認

【共通】に記載している事項と同様に以下の確認を行う。

品質管理証明者は、資機材発注前に、受注者により作成された主要（資材・機材）発注先通知書又は、施工計画書に、主要な資機材が掲載されているか確認を行う。

品質管理証明者が行うのは、機器発注前に、受注者により作成・整理された機器承諾図（製作図、品質証明等含む）において、設計図に記載されている機器の寸法、能力が満足されているか、アンカーボルト等の計算は添付されているのか程度の確認であり、詳細の仕様等は受注者による確認とする。

品質管理証明者は、原則、1カ月毎に、受注者が作成した、設計図書で指定された工事材料の品質検査簿にて、納品毎に品質検査が行われ、検査簿が作成されているのか確認を行う。

品質管理証明者は、標準仕様書等で機材試験を指定された機材の試験成績表が機材製造者により作成され、受注者にて、これを確認・整理しているのか、原則、1カ月毎に合格し

ている試験成績表があるのか確認する。

総合試運転調整	総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を作成したか	確認
---------	--	----

品質管理証明者は、総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書が作成されているのか確認する。

スリーブ工事・インサート	スリーブ・インサート材料は適切か	確認
--------------	------------------	----

品質管理証明者は、スリーブ・インサートの材料が適切か、資機材の搬入時の写真等で確認する。

配管工事	配管材料の規格は適切か	確認
------	-------------	----

品質管理証明者は、工事で使用する配管材料について、規格は適切なのか、機材・材料検査簿において確認する。

配管工事	仕様書等に基づき水圧等の試験を実施し、記録が残されているか	確認
------	-------------------------------	----

品質管理証明者は、仕様書等に基づき水圧等の試験を実施し、記録が残されているか、配管の水圧等試験報告書及び試験写真が整理されているのか確認する。

配管工事	給水、給湯の水質試験を実施し、結果が証明されているか	確認
------	----------------------------	----

品質管理証明者は、給水、給湯の水質試験を実施し、結果が証明されているか、飲料水としての水質が証明されている検査証があるのか確認する。

保温工事	保温材料の規格は適切か	確認
------	-------------	----

品質管理証明者は、工事で使用する保温材料について、規格は適切なのか、機材・材料検査簿において確認する。

溶接工事	溶接材料の規格は適切か	確認
------	-------------	----

品質管理証明者は、工事で使用する溶接材料について、規格は適切なのか、機材・材料検査簿において確認する。

溶接工事	ステンレス鋼管でやむを得ず手動溶接を行う場合は、品質管理証明者の立会（遠隔臨場でも可）の下、実施したか	立会
------	---	----

品質管理証明者は、ステンレス鋼管でやむを得ず手動溶接を行う場合は、その施工に立会う。

溶接工事	溶接方法として、半自動アーク溶接及び自動溶接を行う場合は、その方法について品質管理証明者が事前に確認し適切に実施したか	確認
------	---	----

品質管理証明者は、半自動アーク溶接及び自動溶接を行う場合は、その方法などを記した溶接要領書を事前に確認する。

溶接工事	溶接部の非破壊検査を実施し、結果が証明されているか	確認
------	---------------------------	----

品質管理証明者は、設計図書等で溶接部の非破壊検査の実施が示されている場合、その箇所の結果証明書が整理されているのか確認する。

塗装工事	塗装材料の規格は適切か	確認
------	-------------	----

品質管理証明者は、工事で使用する塗装材料について、規格は適切なのか、機材・材料検査簿において確認する。

塗装工事	検査を要するものの塗装を、やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前の品質管理証明者の確認の後、実施したか	確認
------	---	----

品質管理証明者は、検査を要する施工状況などの箇所がある場合、例えば、溶接部の非破壊検査など、やむを得ず検査前に塗装を行う際は、事前にその施工状況などを書面で確認を行う。

## 空気調和設備

機器設置工事	共通仕様書、能力、容量等は満足しているか	確認
--------	----------------------	----

【共通】に記載している事項と同様に以下の確認を行う。

品質管理証明者は、資機材発注前に、受注者により作成された主要（資材・機材）発注先通知書又は施工計画書に、主要な資機材が掲載されているか確認を行う。

品質管理証明者が行うのは、機器発注前に、受注者により作成・整理された機器承諾図（製作図、品質証明等含む）において、設計図に記載されている機器の寸法、能力が満足されているか、アンカーボルト等の計算は添付されているのか程度の確認であり、詳細の仕様等は

受注者による確認とする。

品質管理証明者は、原則、1 カ月毎に、受注者が作成した、設計図書で指定された工事材料の品質検査簿にて、納品毎に品質検査が行われ、検査簿が作成されているのか確認を行う。

品質管理証明者は、標準仕様書等で機材試験を指定された機材の試験成績表が機材製造者により作成され、受注者にて、これを確認・整理しているのか、原則、1 カ月毎に合格している試験成績表があるのか確認する。

ダクト工事	ダクトの規格は適切か	確認
-------	------------	----

品質管理証明者は、工事で使用するダクトについて、規格が適切なのか、機材・材料検査簿において確認する。

総合試運転調整	風量、温湿度、振動、騒音は適切か	確認
---------	------------------	----

品質管理証明者は、総合試運転調整計画書に沿って実施される風量、温湿度、振動、騒音の各種試運転調整について、風量測定報告書、温湿度測定報告書、振動・騒音測定報告書において、その数値が設計図書を満足しているのか確認する。

#### 衛生器具設備

陶器等設置工事	品番、型番はあっているか	確認
---------	--------------	----

【共通】に記載している事項と同様に以下の確認を行う。

品質管理証明者は、資機材発注前に、受注者により作成された主要（資材・機材）発注先通知書又は施工計画書に、主要な資機材が掲載されているか確認を行う。

品質管理証明者が行うのは、機器発注前に、受注者により作成・整理された機器承諾図（製作図、品質証明等含む）と、設計図に記載されている品番、型番とが整合しているのか程度の確認であり、詳細の仕様等は受注者による確認とする。

#### 給排水給湯設備

機器設置工事	共通仕様書、能力、容量等は満足しているか	確認
--------	----------------------	----

【共通】に記載している事項と同様に以下の確認を行う。

品質管理証明者は、資機材発注前に、受注者により作成された主要（資材・機材）発注先通知書又は施工計画書に、主要な資機材が掲載されているか確認を行う。

品質管理証明者が行うのは、機器発注前に、受注者により作成・整理された機器承諾図（製作図、品質証明等含む）において、設計図に記載されている機器の寸法、能力が満足されているか、アンカーボルトの計算は添付されているのか程度の確認であり、詳細の仕様等は受注者による確認とする。

品質管理証明者は、原則、1 カ月毎に、受注者が作成した、設計図書で指定された工事材

料の品質検査簿にて、納品毎に品質検査が行われ、検査簿が作成されているのか確認を行う。

品質管理証明者は、標準仕様書等で機材試験を指定された機材の試験成績表が機材製造者により作成され、受注者にて、これを確認・整理しているのか、原則、1カ月毎に合格している試験成績表があるのか確認する。

器具類	器具類の規格は適切か	確認
-----	------------	----

【共通】に記載している事項と同様に以下の確認を行う。

品質管理証明者は、資機材発注前に、受注者により作成された主要（資材・機材）発注先通知書又は施工計画書に、主要な資機材が掲載されているか確認を行う。

品質管理証明者が行うのは、機器発注前に、受注者により作成・整理された機器承諾図（製作図、品質証明等含む）と、設計図書に記載されている規格とが整合しているのか程度の確認であり、詳細の仕様等は受注者による確認とする。

器具類	配管に漏れはないか	確認
-----	-----------	----

品質管理証明者は、水栓やトラップ金具などの器具類が設置された後、発注者の完成検査前までに（品質管理証明者による検査時）、実際に水を流し、目視や触手により水漏れがないか確認する。

### 自動制御設備

機器類	検出部、調節部、操作部の材料、規格は適切か	確認
	制御盤、装置、機器類の構造及び規格は適切か	

品質管理証明者が行うのは、機器発注前に、受注者により作成・整理された機器承諾図（製作図含む）と、設計図書に記載されている規格とが整合しているのか程度の確認であり、詳細の仕様等は受注者による確認とする。なお、自動制御設備は、発注時に自動制御工事企業などから見積もりを徴収しているところ、その見積りに記載されている品番などと同じかを確認すると効率がよく、もし異なる場合は、受注者から自動制御工事企業などへ、品番が違う理由などを確認してもらうこととする。これにより、万が一、設計図書に変更が生じる場合は、受注者は、監督官へ報告し、変更などの指示を受けることとする。

総合試運転調整	総合試運転調整及びその報告書は、仕様書等に基づき実施及び作成したか	確認
---------	-----------------------------------	----

品質管理証明者は、総合試運転調整計画書に沿って実施される自動制御の試運転調整について、制御・計測調整報告書において、その制御状況が設計図書を満足しているのか確認する。

### 燃料施設設備

配管工事	試験について、配管途中適宜の時期又は全系統配管完了後、品質管理証明者及び所轄消防署員立会いの上、最高使用圧力の 1.5 倍の圧力（最小 0.5MPa）の気密試験及び通油試験を行ったか。もし、試験時に漏えいした箇所は、速やかに補修し再試験を行ったか。この際コーキングは禁止する。品質管理証明者は、試験の結果を品質確認結果報告書として作成し、現場代理人等は、これを品質確認報告書にまとめ、監督官に提出したか	立会
------	---	----

品質管理証明者は、燃料（給油）施設の配管系統について、最高使用圧力の 1.5 倍の圧力（最小 0.5MPa）の気密試験及び通油試験を実施する際は、その試験に立会う。

※所轄消防署員は、原則、現場に立会うことになっている。

試運転調整	試運転調整に必要な燃料は、現地部隊から支給されるものを使用することとし、事前に計画内容及び実施時期を現地部隊と調整の上、実施に係る計画書を作成し、品質管理証明者の確認の上、監督官に提出したか	確認
-------	---	----

品質管理証明者は、総合試運転調整計画書に沿って実施される燃料（給油）施設の試運転調整について、試験結果報告書において、燃料（給油）施設が適切に運転されるか確認する。

試運転調整	試運転調整は、機材の性能に係る確認を行うものとし、品質管理証明者及び現地部隊の施設管理者立会いのもと実施し、必要に応じて機材製造業者による試験調整を事前に行うものとし、品質管理証明者は、確認の結果を品質確認結果報告書として作成し、現場代理人等は、これを品質確認報告書にまとめ、監督官に提出したか	立会
-------	---	----

品質管理証明者は、燃料（給油）施設の機材の性能について確認する際は、その確認に立会う。

※現地部隊の担当者は、原則、現場に立会うことになっている。

#### 昇降設備

本体工事	かご内寸法は適切か	確認
	機材の材質、形状、規格等は適切か	

【共通】に記載している事項と同様に以下の確認を行う。

品質管理証明者は、資機材発注前に、受注者により作成された主要（資材・機材）発注先通知書又は施工計画書に、主要な資機材が掲載されているか確認を行う。

品質管理証明者は、機器発注前に、受注者（エレベーター企業）により作成・整理された機器承諾図（製作図含む）と、設計図書に記載されているかご内寸法、機材の材質、形状、規格等とが整合しているのか確認を行う。

試験調整	試験及びその報告書は、仕様書等に基づき実施及び作成したか	確認
------	------------------------------	----

品質管理証明者は、昇降設備工事の試運転調整計画及び報告書において、試運転が適切に実施されたか確認する。

#### 医療ガス設備

器具類	各種機材、附属品の品質、規格は適切か	確認
-----	--------------------	----

品質管理証明者は、機器発注前に、受注者により作成・整理された機器承諾図（製作図含む）と、設計図書に記載されている機材、附属品の品質、規格とが整合しているのか確認を行う。

検査・試験	検査・試験及びその報告書は、仕様書等に基づき実施及び作成したか	確認
-------	---------------------------------	----

品質管理証明者は、医療ガス設備の試運転調整計画及び報告書において、試運転が適切に実施されたか確認する。